太子町公共施設等総合管理計画

平成29年(2017)3月 策定 令和4年(2022)3月 一部修正

太子町公共施設等総合管理計画 目次

1. 2	共施設等総合管理計画について
(1)	切めに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)	計画の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(4)	計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	を取り巻く環境
	人口・世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(2)	財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フ
3. Ŀ	立・関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
-	共施設等の現況と将来の見通し
	公共施設等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(2)	維持管理・更新に必要な経費の見込み並びに財源・・・・・・・・・・・19
5 4	共施設等の総合的な管理計画に関する基本方針
	見状や課題に関する認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	管理に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	号達に関する基本/Jim・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27 公共施設等の管理に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・27
(3)	公共他設寺の官珪に関する号え川・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
6. 旅	投類型ごとの管理に関する基本的な方針
	公共建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3O
	ランベニストッ 学校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
	インフラ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
(0)	XIDUX
7. 全	- 宁的な取組み
(1)	取組体制の構築及び情報管理・共有方策・・・・・・・・・・・・・35
	フォローアップの実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

1. 公共施設等総合管理計画について

(1) 初めに

太子町の人口は平成 17年(2005)の14,483人をピークに減少を続け、令和2年(2020)10月1日現在では13,009人となっています。また高齢者人口の割合が昭和45年(1970)の8.5%から令和2年(2020)の29.9%へと増加しているのに対して、年少人口の割合は昭和45年(1970)の22.4%から令和2年(2020)の12.1%へと減少しており、少子高齢化の傾向は今後も続くと予想されます。少子高齢化の進行により生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方、高齢者人口(65歳以上)が増加することに伴い、扶助費の増加が見込まれ、今後、財政状況がますます厳しくなるという課題に直面すると予測しています。

太子町の公共建築物は、人口が急増した昭和 40~50 年代に全体の 4 割弱が建設され、その後は平成 2~4 年頃にかけて建設が集中しています。

また、インフラ施設については、橋りょうの半数は昭和時代に整備されています。

このような公共施設等を取り巻く社会情勢の変化に対応するためには、施設の現状や課題を調査・分析し、町民ニーズに沿った公共サービスを明らかにするとともに、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な管理・運営を実現することが必要となっています。

(2)計画の背景・目的

太子町において、本庁舎・小中学校・幼稚園・地区集会所・公民館といった公共建築物のうち特に地区集会所、公民館、中学校などは建設後30年以上を経過しており、旧耐震基準(昭和56年(1981)以前)で建てられた公共施設の延床面積は、全体の36.4%に及んでいます。

また、高齢化の進展や人口減少により、高齢者の扶助費の増加や税収の落ち込みが予想され、公共施設等への投資力が低下し、このままでは現状どおりに公共施設等を維持・ 更新していくことが、極めて困難な状況となります。

以上のような本町を取り巻く多くの公共施設等に関する課題に対し、町民とともにその課題に取り組み、まちづくりの将来計画を形作るために、太子町公共施設等総合管理計画(以下「本計画」という)を平成28年度(2016)に策定しました。

本計画は、本町の最上位に位置する計画である「第5次太子町総合計画」における将来のまちづくりの展望や方向性を踏まえ、それを実現するための公共施設等の管理に関する計画であり、公共施設全体を長期的な視点を持って、戦略的にマネジメントを行っていくことを目的とした計画とします。そのために町全体の財政状況及び財産状況を勘案した上で、将来の公共施設等の改修、建替え等に係る費用の推計を行い、施設ごとに利用状況、運営状況、老朽化の状況等を「見える化」することで公共施設等の実態を把握し、公共施設等の将来的なあり方に関して詳細を定めます。

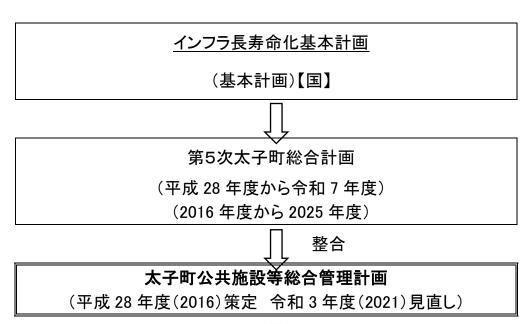
なお、本計画は平成 26 年(2014) 4月22日付の総務省通知にて各地方公共団体

へ策定要請のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に基づく もので、その推進のために施設整備方針のみならず、全庁の組織体制の構築、計画の進 行管理等の項目も含むものとして策定したものとなっていました。

今回の見直しは、策定から5年が経過したことによる施設の現状を反映し、平成30年(2018)2月27日には総務省の通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示されたことを受け、実施するものです。

(3)計画の位置づけ

太子町公共施設等総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」における本町の「行動計画」とします。





(個別計画)

太子町学校施設長寿命化計画(令和元年度(2019))

太子町公共施設個別施設計画(文教施設)(令和元年度(2019))

太子町公共施設個別施設計画(令和 2 年度(2020))

個別計画については、国土交通省の「個別施設計画策定マニュアル」をもとに公共建築物、インフラ施設等の個別計画を作成します。

(4) 計画の対象範囲

本計画では、町が保有する全ての公共施設等(公共建築物、インフラ施設)を対象とします。

①公共建築物

本計画では、町が保有する全ての公共建築物を対象とします。

公共建築物の分類表

大分類	中分類	分類の考え方
町民文化系施設	集会施設	公民館、地区集会所を対象としています。
可氏文化杂胞故	文化施設	A内部、地区未公別を対象としてVIより。
社会教育系施設	博物館等	歴史資料館等を対象としています。
	スポーツ施設	炒るは奈然 ガニンドの笠田は笠を並んとして
スポーツ・レクリ エーション施設	レクリエーション施設・観光施設	総合体育館、グランドの管理棟等を対象として います。
学拉勒 李罗栋凯	学校	町立小中学校、給食センターを対象としていま
学校教育系施設	その他教育施設	す。
子育て支援施設	幼稚園	町立幼稚園を対象としています。
丁月(又接地設	放課後児童会施設	磯長・山田放課後児童会を対象としています。
	高齢福祉施設	 総合福祉センター、保健センターを対象として
保健•福祉施設	障害福祉施設	総合価値とフター、保障とフターを対象として います。
	保健施設	V 100 9 °
∕⊏エℎ℧℔ℿ	庁舎等	本庁舎、消防庁舎、消防車庫を対象としていま
行政系施設	消防施設	호.
公園	公園	公園の建築物を対象としています。
その他	その他	道の駅等を対象としています。

②インフラ施設

本計画では、町が保有する全ての道路・橋りょう・トンネル・下水道といったインフラ施設を対象とします。

インフラ施設の分類表

大分類	中分類	分類の考え方
道路	道路	町道、自転車歩行者道を対象としています。
橋りょう	橋りょう	橋りょう全般を対象としています。
トンネル	トンネル	トンネル全般を対象としています。
下水道	管渠	下水道施設の管渠を対象としています。

(※) 大阪府水道整備基本構想による府域水道事業の再編に基づき、平成 29 年 (2017) 4 月より太子町の水道事業は「大阪広域水道企業団」に移管されました。それに伴い平成 29 年度 (2017) 以降は、上水道に係る更新費用や設備投資の経費が生じません。

(5) 計画期間

公共施設等の将来的な更新費用の推計については、平成 28 年度(2016)から令和 37 年度(2055)の 40 年間を想定し、その積算は(財)地域総合整備財団が作成した公共施設等更新費用試算ソフト(※)を活用しています。

その推計費用などをもとに策定する本計画の期間としては、現在の社会経済情勢の激 しい変化等を考慮し、中期的な視点に立ち平成29年度(2017)から令和8年度(2026) の10年間とします。

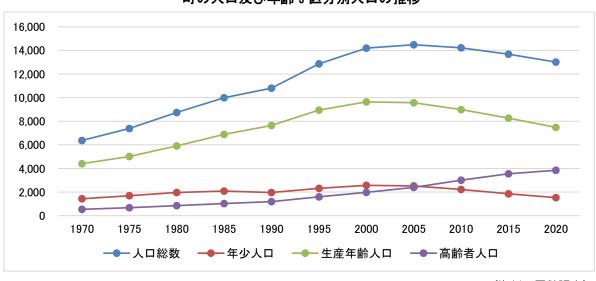
(※)公共施設等更新費用試算ソフトは、公共建築物やインフラ施設等の設置年、規模等のデータを基に、それぞれの更新費用、大規模改修費用、更新や大規模改修の時期等を設定し、将来の各年度の費用をシミュレーションすることができるソフトです。

2. 町を取り巻く環境

(1)人口・世帯数の推移

①人口推移

町における総人口の推移をみると、平成 17年(2005)までは増加基調でしたが、以降は減少傾向で推移し、令和 2年(2020)の時点で 13,009人となっています。生産年齢人口と年少人口は、それぞれ平成 12年(2000)をピークとして減少している一方、高齢者人口は一貫して増加を続け、平成 22年(2010)には年少人口を上回っており、少子高齢化が進行しています。この傾向は令和 2年(2020)まで継続しており、高齢者人口割合はさらに増加し、年少人口はさらに減少しています。



町の人口及び年齢3区分別人口の推移

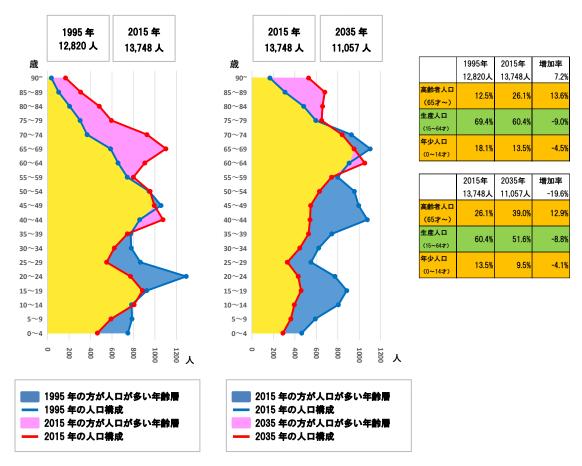
(資料:国勢調査)

②将来人口推計

町における将来人口は、令和 17 年(2035)には平成 27 年(2015)より 2,691 人減少して 11,057 人になると推計(※)しています。また、高齢者人口 比率は 12.9 ポイント増えて 39%に、生産人口比率は 8.8 ポイント減って 51.6%に、年少人口比率は 4 ポイント減って 9.5%となっており、少子高齢化の傾向が将来さらに進むことが予想されます。

※人口増加に向けた対策を何も講じない場合の国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018)推計)」の値です。

町の人口ビジョン(平成 28 年(2016)3 月策定)では、人口の自然増を促す出生率が向上し、人口の社会増を促す人口移動が均衡した場合の推計値は、13,492 人になります。



③世帯数推移

町における総世帯数の推移をみると、昭和 45年(1970)から平成 12年(2000) にかけて急増した後はほぼ微増傾向にあり、平成27年(2015)の時点で5,066 世帯となっています。

世帯当たり人員は、昭和 45年(1970)には 4.24人だったのが、人口がピー クであった平成 17年(2005)には3.00人、令和2年(2020)には2.58人 と減少しており、世帯分離や単身世帯の増加がうかがわれます。

5,048 5,066 4,840 4,833 4,593 3,270 2,729 1,820 ,503 1980 2000 1970 1975 1990 2005 2010 1985 1995 2015 2020

町の世帯数の推移

(資料:国勢調査)

(2) 財政状況

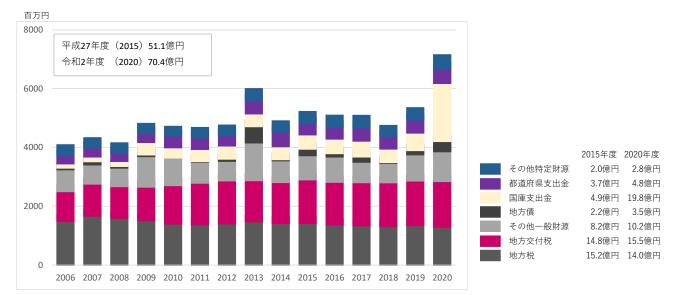
①歳入の状況

町の普通会計決算における歳入決算額は、令和2年度(2020)で70億円(新型コロナウイルス感染症対策に要する臨時的な経費15億円含む)であり、平成18年度(2006)から令和元年度(2019)は39~59億円で推移していたところから大幅に増加しています。

このうち一般財源(財源の使途が特定されない地方税、地方交付税等)が33~42億円であるのに対して、特定財源(財源の使途が特定されている地方債、国庫支出金等)は6~16億円であったものが、令和2年度(2020)には新型コロナウイルス感染症対策に要する臨時的な経費15億円含むにより、31億円と増加したことが要因となっています。

一般財源と特定財源の構成比は、平成 18 年度(2006) に 84.1%: 15.9%であったのが令和元年度(2019) に 76.7%: 26.5%となっており、特定財源の割合が高まっています。

歳入決算額の推移



歳入費目解説

一般財源	地方税	住民税、固定資産税等
	地方交付税	普通交付税、特別交付税
	その他一般財源	地方消費税交付金、地方譲与税(自動車重量譲与税、地方揮発
		油譲与税)、自動車取引税交付金 等
特定財源	地方債	原則として投資的経費(建設事業関係の経費)の一定部分に充
		てられる、地方公共団体が 1 会計年度を超えて行う借入れ
	国庫支出金	普通建設事業費支出金、障害者自立支援給付費等負担金等
	都道府県支出金	普通建設事業費支出金、障害者自立支援給付費等負担金 等

歳入決算額の推移(普通会計決算、単位:千円)

	平成 18 年度 (2006)	平成 19 年度 (2007)	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)
一般財源	3,349,854	3,514,976	3,402,995	3,797,721	3,749,241
地方税	1,597,241	1,765,329	1,689,705	1,616,859	1,501,659
地方交付税	1,006,543	1,097,320	1,083,614	1,137,752	1,306,358
その他一般財源	746,070	652,327	629,676	1,043,110	941,224
特定財源	632,748	708,547	644,.693	913,154	861,096
地方債	53,100	106,600	58,400	54,800	0
国庫支出金	145,355	160,163	169,690	420,727	345,430
都道府県支出金	268,692	307,759	280,417	307,328	391,574
その他特定財源	165,601	134,025	136,186	130,299	124,092
歳入合計	3,982,602	4,223,523	4,047,688	4,710,875	4,610,337

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
一般財源	3,597,455	3,633,502	4,260,699	3,650,679	3,862,343
地方税	1,472,538	1,509,217	1,575,829	1,514,835	1,523,567
地方交付税	1,419,518	1,462,361	1,403,231	1,400,156	1,479,443
その他一般財源	705,399	661,924	1,281,639	735,688	823,333
特定財源	972,752	1,020,273	1,632,318	1,145,242	1,286,609
地方債	23,500	76,600	552,400	41,500	220,500
国庫支出金	417,768	445,902	436,711	440,385	488,471
都道府県支出金	387,910	350,797	436,939	491,288	373,594
その他特定財源	143,574	146,974	206,268	172,069	204,044
歳入合計	4,570,207	4,653,775	5,893,017	4,795,921	5,112,952

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
一般財源	3,784,342	3,606,906	3,559,717	3,857,448	3,962,414
地方税	1,469,173	1,444,890	1,412,133	1,452,005	1,395,559
地方交付税	1,454,405	1,464,654	1,493,779	1,511,255	1,550,638
その他一般財源	860,764	697,362	653,805	894,188	1,016,217
特定財源	1,202,338	1,377,791	1,078,508	1,389,142	3,081,184
地方債	113,600	176,000	30,500	142,100	347,729
国庫支出金	493,187	540,290	461,133	598,847	1,975,291
都道府県支出金	395,954	442,367	410,795	433,813	479,729
その他特定財源	199,597	219,134	176,080	214,382	278,435
歳入合計	4,986,680	4,984,697	4,638,225	5,246,590	7,043,598

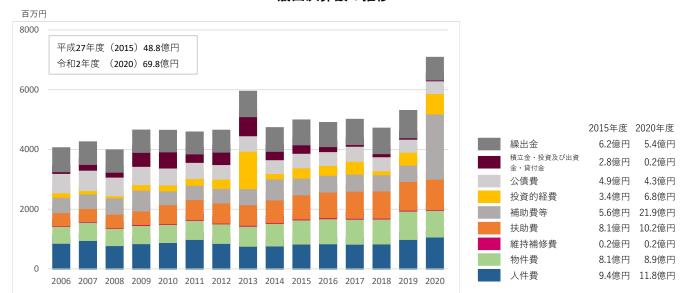
②歳出の状況

町の普通会計決算における歳出決算額は、令和2年度(2020)で70億円(新型コロナウイルス感染症対策に要する臨時的な経費15億円含む)であり、平成18年度(2006)から令和元年度(2019)は38~58億円で推移していたところから大幅に増加しています。

このことは、令和 2 年度(2020)の補助費等が例年の 5 億円程度から新型コロナウイルス感染症対策に要する臨時的な経費により、22 億円に増加したことが要因となっています。その他の年度の内訳で大きいものは、扶助費(4~10 億円)、人件費(8~11 億円)、公債費(4~6 億円)、物件費(5~9 億円)です。

推移をみると、公債費は削減傾向にあるのに対して、扶助費・物件費は増加傾向にあり、投資的経費は変動が大きくなっています。

歳出決算額の推移



歳出費目解説

人件費	町職員の給与等
物件費	町が業務を遂行するために必要な、旅費、交際費、需用費(消耗品費、燃料
	費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等)、役務費(通信運搬費、広
	告料、手数料等)、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材
	料費等
維持補修費	公共建築物やインフラ施設の維持補修に必要な経費
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に
	対して行っている様々な支援に要する経費
補助費等	各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金 等
投資的経費	道路や橋りょう等、各種社会資本整備に必要な経費
公債費	地方債の返済に必要な経費
積立金・投資及び	住民の福祉増進や地域の振興を図るため、町が、直接あるいは間接に現金
出資金・貸付金	の貸付を行うための経費
繰出金	会計間の金銭のやり取りで発生する経費

歳出決算額の推移(普通会計決算、単位:千円)

	平成 18 年度 (2006)	平成 19 年度 (2007)	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)
人件費	967,050	1,061,546	890,041	952,483	990,437
物件費	565,123	613,662	573,231	610,179	607,711
維持補修費	17,901	21,481	17,557	23,732	21,896
扶助費	441,174	434,914	457,546	460,442	642,209
補助費等	512,631	485,316	547,499	697,458	458,212
投資的経費	153,547	114,978	71,838	187,350	195,189
公債費	649,473	682,361	624,055	611,468	570,731
積立金・投資及び 出資金・貸付金	57,486	192,321	165,274	466,940	541,443
繰出金	584,613	540,877	529,740	530,232	503,853
歳出合計	3,948,998	4,117,456	3,876,781	4,540,284	4,531,681

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
人件費	1,095,450	960,327	865,935	877,930	939,237
物件費	637,414	657,347	676,662	750,841	811,749
維持補修費	20,920	21,361	22,245	24,912	23,990
扶助費	674,857	676,576	693,189	767,557	811,235
補助費等	478,435	485,261	540,064	702,416	561,664
投資的経費	229,339	314,420	1,248,716	180,455	342,030
公債費	539,743	489,227	518,918	463,968	492,409
積立金・投資及び 出資金・貸付金	283,557	414,584	639,655	277,787	278,850
繰出金	517,696	518,898	633,565	575,611	620,223
歳出合計	4,477,411	4,538,001	5,838,949	4,631,477	4,881,387

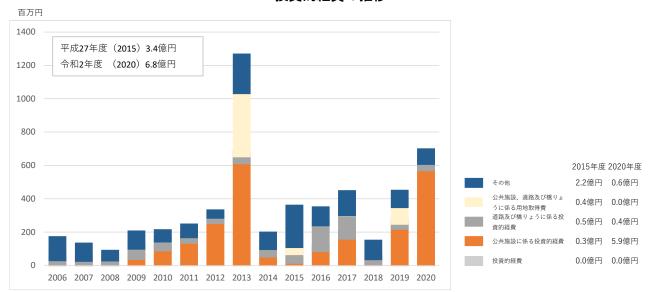
	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成30年度(2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
人件費	947,921	935,112	946,612	1,096,684	1,178,308
物件費	841,695	843,299	834,717	950,862	892,126
維持補修費	31,268	24,190	24,917	23,213	22,043
扶助費	862,379	910,745	914,902	966,323	1,016,061
補助費等	557,914	568,590	539,934	547,401	2,187,075
投資的経費	332,624	429,105	132,034	431,611	680,571
公債費	463,398	503,990	471,455	435,534	431,514
積立金・投資及び 出資金・貸付金	164,357	58,141	101,353	48,347	24,266
繰出金	594,680	630,489	642,447	699,134	543,557
歳出合計	4,796,236	4,903,661	4,608,371	5,199,109	6,975,521

③投資的経費の状況

町の普通会計決算における投資的経費は、令和2年度(2020)で6.8億円であり、平成18年度(2006)から令和2年度(2020)は0.7~12.5億円で推移しています。

投資的経費は各年度の投資内容に大きく左右されるため、最も差が大きい平成 25 年度(2013)と平成20年度(2008)の間には、11.8億円の差があります。

投資的経費の推移



投資的経費の推移(普通会計決算、単位:千円)

	平成 18 年度 (2006)	平成 19 年度 (2007)	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)
公共施設に係る投資的経費	8,088	3,063	4,348	54,985	105,958
道路及び橋りょうに係る 投資的経費	39,401	40,292	41,440	61,494	53,824
公共施設、道路及び橋り ように係る用地取得費	0	0	0	0	0
その他	106,058	71,623	26,050	70,871	35,407
投資的経費合計	153,547	114,978	71,838	187,350	195,189

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
公共施設に係る投資的経費	151,202	270,125	629,142	68,966	31,349
道路及び橋りょうに係る 投資的経費	34,286	31,893	41,276	44,712	52,264
公共施設、道路及び橋り ように係る用地取得費	0	0	378,943	302	42,481
その他	43,851	12,394	199,355	66,475	215,936
投資的経費合計	229,339	314,412	1,248,716	180,455	342,030

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
公共施設に係る投資的経費	101,895	175,880	18,630	235,219	587,071
道路及び橋りょうに係る 投資的経費	154,749	140,951	34,796	30,697	38,163
公共施設、道路及び橋り ように係る用地取得費		782		99,412	0
その他	75,980	111,492	78,608	66,283	55,337
投資的経費合計	332,624	429,105	132,034	431,611	680,571

3. 上位 • 関連計画

国の上位計画として次のものがあげられます。
「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年(2013) 11 月)

町の上位計画や関連計画は次のものがあげられます。

「第5次太子町総合計画」(平成28年度(2016)~令和7年度(2025))

「太子町人口ビジョン」(平成28年(2016)3月)

「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年(2016)3月)

「舗装長寿命化修繕計画」

「橋梁長寿命化修繕計画」

「太子町国土強靭化地域計画」

「町立小中学校施設改善基本計画」



町立小中学校 施設改善 基本計画

太子町まち・ ひと・しごと 創生総合戦略

太子町

人口ビジョン

舗装長寿命化 修繕計画

橋梁長寿命化 修繕計画 太子町国土強 靭化地域計画

4. 公共施設等の現況と将来の見通し

(1)公共施設等の状況

①公共建築物

イ)概要

町が保有する全ての施設は32施設・67棟あります。

また、総敷地面積は 145,261 ㎡、総延床面積は 37,178 ㎡となっていま す。 令和 2年 (2020) の町人口 13,009人 (令和 2年国勢調査)で割ると、 1 人当たりの敷地面積は 11.2 ㎡、延床面積は 2.86 ㎡となります。

口) 分類別の状況

分類別にみると、「学校教育系施設/学校」(3ヶ所)の床面積が総延床面積 の 49.4%を占めて、最も多くなっています。

その他 公園 消防施設 1.2% 集会施設 0.3% 1.8% 7.3% 博物館等 庁舎等 2.3% 14.9% スポーツ施設 11.6% 保健施設 2.0% その他社会保険施設 3.1% 幼稚園・保育園・ こども園 4.6% その他教育施設 学校 1.5% 49.4%

分類別の延床面積比率

分類別の施設数・敷地面積・延床面積

大分類	中分類	建物名	施設数 (ヶ所)	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
町民文化系施設	集会施設	公民館	7	698.00	869.00
		春日集会所		477.00	438.00
		太子集会所		300.00	323.23
		山田集会所		779.00	327.85
		葉室多目的研修集会所		937.49	200.00
		畑多目的研修集会所		426.57	150.00
		聖和台集会所		475.34	419.91
	文化施設	-	-	_	_
社会教育系施設	博物館等	竹内街道歴史資料館	3	1,079.61	499.00
		大道旧山本家住宅		323,96	182.40
		竹内街道交流館		56.00	164.22
スホ°-ツ・レクリエーション	スポーツ施設	町民グランド管理棟	3	5,784.58	103.00
系施設		総合スポーツ公園総合体育館、管理棟他		53,865.39	4,207.24
		グラウンドゴルフ多目的交流広場便所		4,512.54	10.96
	レクリエーション施設・観光施設	-	-	_	-
学校教育系施設	学校	太子中学校	3	19,330.17	6,679.59
		磯長小学校		8,043.00	6,674.00
		山田小学校		9,641.57	5,030.00
	その他教育施設	給食センター	1	1,573.00	573.00
子育て支援施設	幼稚園	町立幼稚園	1	3,276.61	1,703.00
	放課後児童会施設		2	他施設に含む	他施設に含む
保健・福祉施設	高齢福祉施設	総合福祉センター	1	2,941.76	1,139.30
	障害者福祉施設	-	-	_	-
	保健施設	保健センター	1	901.00	748.99
行政系施設	庁舎等	庁舎等(万葉ホール、公用車車庫を含む)	1	10,616.48	5,525.00
	消防施設	消防庁舎太子分署	1	庁舎に含む	659.00
公園	公園	葉室公園便所	4	4,089.55	11.47
		畑薬師山公園便所		13.3	10.73
		聖和台第3公園便所		2,161.13	5.00
		太子なごみの広場トイレ		10,933.40	80.00
その他	その他	道の駅	4	1,314.38	279.00
		旧ごみ集積所太子倉庫		451.00	60.00
		旧東尾邸		231.40	77.49
		小野妹子トイレ棟		27.45	27.45
合計			32	145,260.68	37,177.83

(令和2年度(2020))

ハ)年度別の状況

10年ごとの年代別整備延床面積をみると、最も多いのが昭和60年度~平成6年度(1985~1994)で、全体の39.2%を占めています。一方、35年以上経過している建物の割合は39.7%となっています。

また、昭和 56 年(1981)以前の旧耐震基準で建てられた延床面積は 13,472 ㎡で、総延床面積の 36.2%となっています。

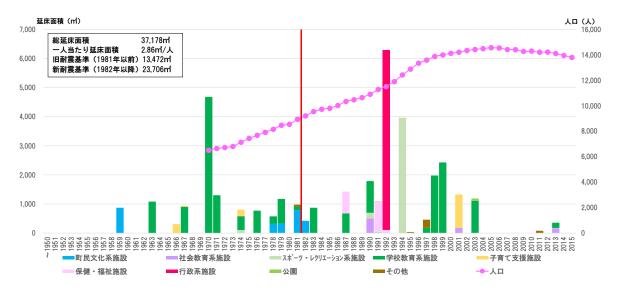
年代別整備延床面積

公共施設等更新費用試算ソフトによる集計	延床面積(㎡)
昭和 39 年度(1964)以前	1,950.00 (5.2%)
昭和 40 年度(1965)~昭和 49 年度(1974)	8,023.00 (21.6%)
昭和 50 年度(1975)~昭和 59 年度(1984)	4,787.99 (12.9%)
昭和 60 年度(1985)~平成 6 年度(1994)	14,561.00 (39.2%)
平成 7年度(1995)~平成16年度(2004)	7,422.47 (20.0%)
平成 17 年度(2005)以降	433.37 (1.2%)
숨 計	37,177.83 (100%)

新旧耐震基準別の整備延床面積

公共施設等更新費用試算ソフトによる集計	延床面積(㎡)
旧耐震基準建築物・昭和 56 年(1981 年)以前	13,472.08 (36.2%)
新耐震基準建築物・昭和57年(1982年)以降	23,705.75 (63.8%)
숨 計	37,177.83 (100%)

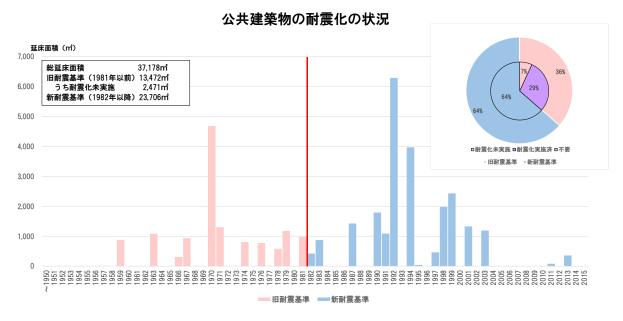
公共建築物の年度別整備延床面積



※グラフは普通会計の公共施設のみを対象としています。

二) 耐震化の状況

普通会計の公共建築物では、旧耐震基準の建築物に耐震診断や耐震改修を行い、耐震化未実施の建築物は延床面積 2,471 ㎡(6.6%)となっています。



※グラフは普通会計の公共施設のみを対象としています。

ホ) 構造別の状況

構造別延床面積をみると、最も多いのは鉄筋コンクリート造で全体の 90.1%、次いで鉄骨造の9.0%となっています。

構造別延床面積

構造	延床面積(㎡)
鉄筋コンクリート造	33,504.59 (90.1%)
鉄骨造	3,354.96 (9.0%)
木造	259.89 (0.7%)
コンクリートブロック造	42.66 (0.1%)
その他	15.73 (0.0%)
合 計	37,177.83 (100%)

(令和2年度(2020))

②インフラ施設

町が保有する主なインフラ施設は、以下のとおりです。公共建築物と同様にインフラ施設も上水道施設等は老朽化しており、今後、維持管理費の増加が予想されます。

主なインフラ施設の保有量

種類	保有量		
道路	延長 75.7km 面積 42.2ha		
橋りょう	橋りょう数 41 本、延長 865m、面積 5,200 ㎡		
トンネル	トンネル数 1 箇所、延長 172.2m		
下水道	延長 57.9km		

(令和2年度(2020))

イ)道路

道路は一般道路の実延長が74,734m、道路面積が418,626 ㎡、自転車歩行者道の実延長が950m、道路面積が3,677 ㎡となっています。

道路分類別の実延長と面積

項目	道路種別	実延長	道路面積
		(m)	(m²)
一般道路	1級(幹線)町道	2,028	36,885
	2級(幹線)町道	12,396	99,751
	その他の町道	60,310	281,990
	合 計	74,734	418,626
自転車歩行者道	合 計	950	3,677

(令和2年度(2020))

口) 橋りょう

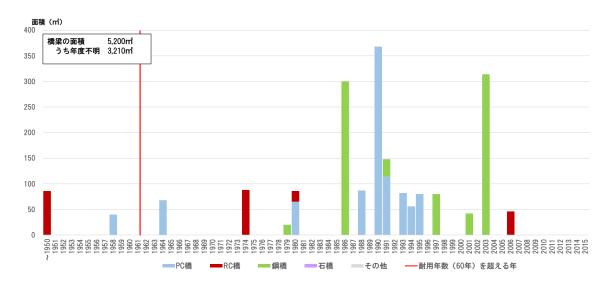
橋りょうは、本数が 41 本、実延長が 865m、面積が 5,200 ㎡となっています。

橋りょう種別の面積

種別	面積(㎡)	
PC橋	2,415	
RC橋	434	
鋼橋	2,351	
石橋	0	
その他	0	
合計	5,200	

(令和2年度(2020))

橋りょうの年度別整備面積



ハ)トンネル

トンネルは、1 箇所、延長 172.2mとなっています。

二)下水道施設

下水道管の総延長は 57,914mとなっています。町の下水道普及率は 93.6%、接続率は 89.9%です。

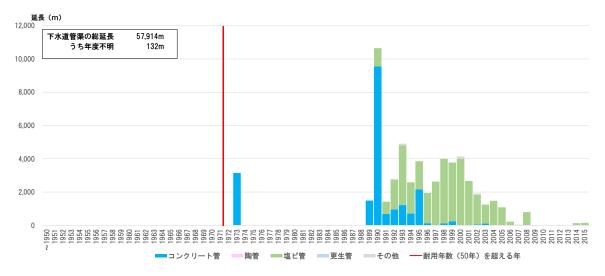
- 下水道普及率: 町人口における、下水道が接続された地域の人口の割合
- •接続率:下水道整備地域人口における、下水道を使用している人口の割合

材質別の下水道管渠延長

Ŧ	= =	管渠延長(m)
材質	コンクリート管	20,534
	塩ビ管	36,956
	その他	424
合	計	57,914

(令和2年度(2020))

下水道管の年度別整備延長



(2)維持管理・更新に必要な経費の見込み並びに財源

将来費用の試算については、(財)地域総合整備財団が作成した公共施設等更新費用 試算ソフトを活用しています。現在保有する公共施設等を、同じ面積、延長等で更新す ると仮定して試算します。

①公共建築物

町の公共建築物の更新(建替え・大規模改修)について、向こう 40 年間(2016~2055年度)の費用を推計しました。今ある全ての公共建築物を維持するための 更新費用は 172 億円程度であり、1 年当たり 4.3 億円程度の経費が必要となります。

直近 10 箇年度(2011~2020年度)の公共建築物にかかる投資的経費(既存更新分及び新規整備分)の平均は2.2億円程度であり、向こう40年間(2016~2055年度)で今ある公共建築物を維持する場合には、1.9倍の経費が必要となります。

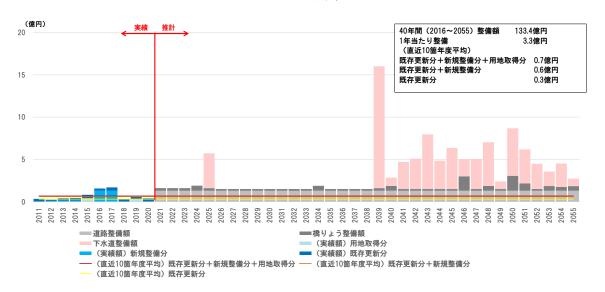
(億円) 現在までのストック 3.7万㎡ 40年間 (2016~2055) の更新費用総額 16 172.2億円 1年当たり整備の試算 (直近10箇年度平均) 既存更新分+新規整備分 2.24億円 12 既存更新分+新規整備分の1年当たりの試算額は、 直近10箇年度の1.9倍 10 ____大規模改修 築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修 - 建替え ■ 築61年以上の公共施設の建替え (宝績額) 肝存更新分 (宝績類) 新規整備分 (実績額)用地取得分 - (直近10箇年度平均) 既存更新分+新規整備分+用地取得分 - (直近10箇年度平均) 既存更新分+新規整備分 (直近10箇年度平均) 既存更新分

公共建築物の更新費用の推計

②インフラ施設

インフラ施設の更新費用は、向こう 40 年間(2016~2055 年度)に 133 億円程度であり、1 年当たり 3.3 億円程度の経費が必要になります。直近 10 箇年度(2011~2020 年度)の道路、橋りょう及び下水道にかかる投資的経費(既存更新分及び新規整備分)の平均は 0.6 億円程度であり、向こう 40 年間(2016~2055 年度)でインフラ施設を維持する場合には、5.5 倍の経費が必要となります。

インフラ施設の更新費用の推計

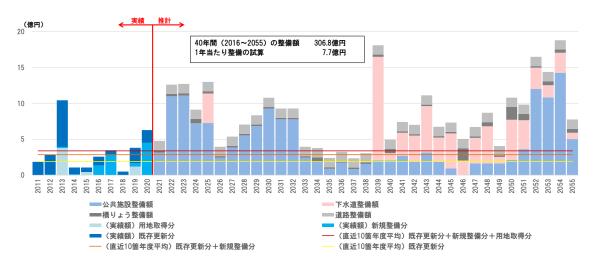


※公共施設等更新費用試算ソフトに算入出来ない為、トンネル施設の更新費用は除く。

③公共建築物及びインフラ施設

公共建築物とインフラ施設の更新費用は、向こう40年間(2016~2055年度) に307億円程度であり、1年当たり7.7億円程度の経費が必要になります。直近10箇年度(2011~2020年度)の公共建築物、道路、橋りょう及び下水道にかかる投資的経費(既存更新分及び新規整備分)の平均は2.8億円程度であり、向こう40年間(2016~2055年度)で公共建築物及びインフラ施設を維持する場合には、2.7倍の経費が必要となります。

公共建築物及びインフラ施設の更新費用の推計



※公共施設等更新費用試算ソフトに算入出来ない為、トンネル施設の更新費用は除く。

将来の更新費等の試算結果

施設名	将来の更新費等の試算結果		
	40 年間 (2016~2055) 整備額(億円)	単年平均(A) (億円)	
公共建築物	172.2	4.3	
道路	48.5	1.2	
橋りょう	14.6	0.4	
下水道	71.5	1.8	
合 計	306.8	7.7	

(財)地域総合整備財団が作成した公共施設等更新費用試算ソフトの初期入力値は以下のとおりです。

イ) 建替え時期

更新年数:60年 建替え期間:3年 積み残し処理を割り当てる年数:10年

口) 大規模改修時期

実施年数:30年 修繕期間:2年 積み残し処理を割り当てる年数:10年

ハ) 更新・大規模改修等の単価

公共施設等更新費用試算ソフトの初期入力値(単価)

更新(建替え)	市(町)民文化系	40 万円/㎡	
	スポーツ・レクリ	36万円/㎡	
	学校教育系、子育	33万円/㎡	
大規模改修	市(町)民文化系	《、社会教育系、行政系等施設	25万円/㎡
	スポーツ・レクリ	リエーション系等施設	20万円/㎡
	学校教育系、子育	17万円/㎡	
更新	一般道路		4,700 円/㎡
	自転車歩行者道	2,700 円/㎡	
	総量把握		124 千円/m
	管種別	コンクリート管、塩ビ管等	124 千円/m
		更生管	134 千円/m
	管径別	~250mm	61 千円/m
		251~500mm	116千円/m

④財源の見通し

町を取り巻く財政状況は厳しく、令和3年度(2021)から令和7年度(2025)の間に歳入全体で約11%減少することが予想されています。

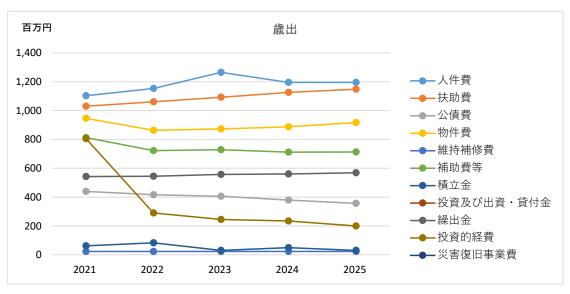
これに対して歳出面では、社会保障に必要な扶助費が今後増加するため、歳出を 抑制することで財政収支を保つことが必要になっています。

その中では、公共建築物やインフラ施設の維持補修に必要な経費(維持補修費、 投資的経費)は年平均で約3.8億円を見込んでいます。前述の試算による更新費用 は、年平均7.7億円となっており、これは町民1人当たり約5.9万円の負担額と なっています。

百万円 歳入 ——地方税 1,800 - 地方譲与税 1,600 ● 各種税交付金 - 地方特例交付金 1,400 - 地方交付税 1,200 分担金・負担金 使用料・手数料 1,000 ■ 国庫支出金 800 → 府支出金 600 ● 財産収入 ◆ 繰入金 400 ● 諸収入 200 地方債 ━ その他 2021 2022 2023 2024 2025

財政収入の見通し(歳入合計と主な収入項目の推移)





財政収支の見通し(普通会計決算、単位:百万円)

		令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	区 分	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
	地方税	1,365	1,395	1,400	1,380	1,378
	地方譲与税	37	37	37	37	37
	各種税交付金	304	304	304	304	304
	地方特例交付金	14	14	14	14	14
	地方交付税	1,725	1,726	1,729	1,736	1,736
歳	分担金•負担金	33	33	33	33	33
	使用料•手数料	55	55	55	55	55
	国庫支出金	806	608	624	640	621
	府支出金	499	458	466	474	479
入	財産収入	2	2	2	2	2
	繰入金	306	214	290	174	194
	諸収入	48	37	37	37	37
	地方債	567	259	224	287	251
	その他	69	66	53	47	52
	合 計 (令和3年を1とした変化)	5,830 (1.00)	5,208 (0.89)	5,268 (0.90)	5,220 (0.90)	5,193 (0.89)
	人件費	1,103	1,153	1,265	1,195	1,195
	扶助費	1,030	1,061	1,093	1,126	1,148
	公債費	440	416	406	380	357
歳	物件費	946	863	873	887	917
1320	維持補修費	23	23	23	23	23
	補助費等	813	722	729	712	713
	積立金	62	83	31	50	31
ш	投資及び出資・貸付金					
出	繰出金	543	545	557	561	569
	投資的経費	805	290	245	235	200
	災害復旧事業費 合 計	5,765	5,165	5,222	5,169	5,135
	(令和3年を1とした変化)	(1.00)	(0.90)	(0.91)	(0.90)	(0.89)
積	立金現在高(合計)	2,354	2,223	1,964	1,840	1,677
	財政調整基金(内)	1,404	1,278	1,085	939	776
	公共施設整備基金(内)	668	633	634	634	635
	地方債現在高	4,467	4,330	4,166	4,089	3,997

5. 公共施設等の総合的な管理計画に関する基本方針

(1) 現状や課題に関する認識

①公共建築物の老朽化と更新需要の増大

町の公共建築物については、昭和60年(1985)~平成6年(1994)代に大規模な整備が進められてきましたが、平成28年(2016)時点では延床面積ベースで4割の建築物が築30年以上を経過しており、10年後には約8割に達し、20年後にはほとんどの建築物が建替え時期を迎えます。

築30年以上の公共建築物(延床面積ベース)

	築30年以上建物	築30年未満建物	合 計	
現在(策定時)	15,416.99㎡*	22,614.39m²	38,031.38m²	
平成28年(2016)	(40.5%)	(59.5%)	(100.0%)	
5年後(見直し時)	19,011.08m²	18,166.75m²	37,177.83m²	
令和3年(2021)	(51.1%)	(48.9%)	(100.0%)	
10年後	29,793.54m²	7,384.29m²	37,177.83m²	
令和8年(2026)	(80.1%)	(19.9%)	(100.0%)	
20年後	36,744.46m²	433.37m²	37,177.83㎡	
令和18年(2036)	(98.8%)	(1.2%)	(100.0%)	

※昭和61年(1986年)以前に建てられた公共建築物の延床面積合計

今後、公共建築物やインフラ施設の老朽化に伴い、維持管理に要する経費が増加することが予想されます。しかし、耐用年数を迎えた公共施設等を全て更新 (建替え) するには多額の歳出が見込まれ、町の厳しい財政状況を考慮すると対応できないことが予測されます。

②世代構成や社会情勢の推移によるニーズの変化

町の人口は平成17年(2005)をピークに減少に転じており、少子高齢化が進行しています。このような世代構成や社会情勢の推移に伴って、公共施設等へのニーズは変化しており、また今後も変化していくことが予想されます。

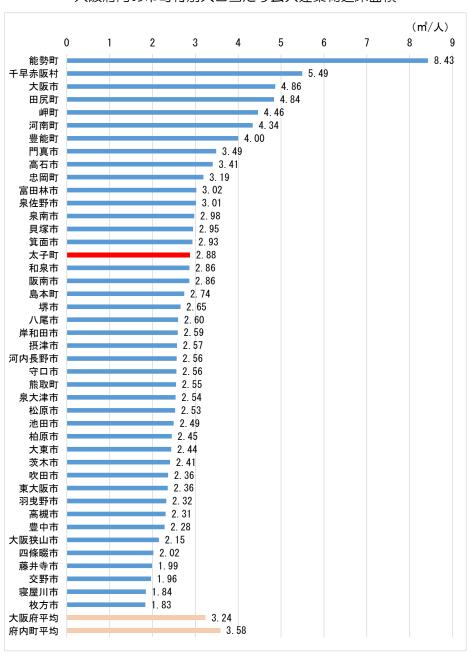
町における公共建築物の利用状況をみると、利用者が少ない施設も存在していることが現状であり、時代の変化に合わせて、施設規模や用途の見直し、既存の公共建築物の有効活用などを検討していく必要があります。

③今後のあり方を検討する必要性

平成 31 年(2019) 3 月 31 日の人口 1 人当たりの公共建築物の延床面積は 2.88 ㎡/人となっており、大阪府内の全市町村平均、府内の全町平均よりも少な くなっています。

今後は人口減少、高齢化の進行への対応として、公共建築物の適正な規模や配置を検討するとともに、インフラ施設も含めた中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編と管理に取り組むことによって、将来への負担を軽減する施策を講じる必要があります。

大阪府内の市町村別人口当たり公共建築物延床面積



※: 公共建築物延床面積は、総務省 公共施設状況調経年比較表(2019.3.31 現在の公有財産)。 人口は、令和2年国勢調査。

④個別施設計画の推進

町の公共施設個別施設計画では、実施計画として今後 10 箇年の事業費を示しています。本計画における更新費用の推計額と比較すると、個別施設計画に示される事業費は、ほとんどの年次において総合管理計画の推計額を下回っている状況となっています。

令和 4~7 年度(2022~2025)の年当たりの乖離額は約 6~10 億円と大きなものとなっており、改修時期を迎える施設への対応策を速やかに講じる必要性が高まっています。

【個別施設計画】

(億円)

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	計
新設·撤去(改築)	0.00	8.95	0.00	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.24
大規模改修等	0.58	1.15	2.14	2.69	1.63	1.36	1.26	0.11	0.06	0.00	10.97
長寿命化改修	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.91	0.00	0.91
その他改修等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.26	0.35	0.56	1.17
計	0.58	10.10	2.14	2.97	1.63	1.36	1.26	0.37	1.32	0.56	22.29

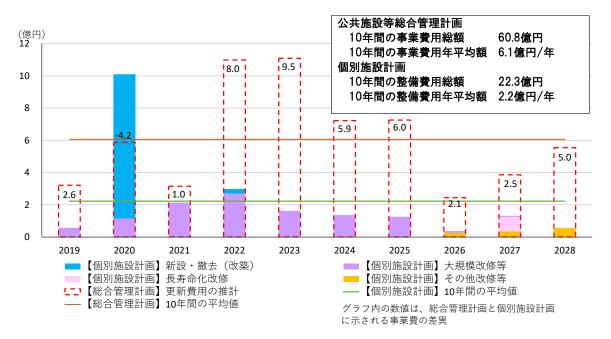
新設・撤去(改築)、大規模改修等、長寿命化改修:太子町公共施設個別施設計画(文教施設)より その他改修等:令和2年度太子町公共施設個別施設計画より

【総合管理計画】

(億円)

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	計
更新費用の推計	3.21	5.87	3.15	10.99	11.09	7.22	7.26	2.44	3.86	5.54	60.64

総合管理計画と個別施設計画の事業費見込みの差異



(2) 管理に関する基本方針

町の第5次総合計画では、町の持つ特性である豊かな自然環境、歴史的遺産を将来へ引き継ぐために、人と人が「和」によって協働して、安心して住み続けられるまちを目指しています。また、町の市街地は中心部に集中し、コンパクトなまちを形成しており、公共施設等も大阪府内の他市町村に比べて、最適な保有量が維持されているといえます。

このような状況を踏まえ、公共施設等に関する総合的な管理計画の方針としては、次のものがあげられます。

①最適な保有総量の維持

人口減少、少子高齢化の傾向は続くものと見込まれますが、現状で存在する公共 施設等について、現状施設の維持・管理の効率化、個別施設計画等によって、施設 の使用を可能な限り継続することを考えていきます。

②周辺市町村、関係機関との連携

町の公共施設等について、インフラ施設のように、周辺自治体等と施設、設備等を共通化するなど、合理化を図ることにより、維持管理費用の縮減が可能と考えられるものは、周辺市町村や関係機関との連携を検討していきます。

(3) 公共施設等の管理に関する考え方

①点検・診断等の実施方針

公共施設等については、法的な根拠等による定期的な点検・診断を計画的に実施するとともに、その結果に基づき対策が必要とされた施設は、適切な時期にその対策を効率的・効果的に実施していきます。

公共施設等に関する施設保全マニュアルを作成し、担当部署や施設管理者等への 定期的な研修等を通じて、日常の維持管理業務(保守、点検、清掃等)の適正化・ 標準化を図ります。

②維持管理・修繕更新等の実施方針

公共施設等の維持管理は、「事後保全」(施設に不具合が生じてから修繕や更新を行う)、「予防保全」(定期的に交換・更新を行う)、「状態監視保全」(点検によりその劣化や状態を見ながら修繕や更新を行う)の3種類がありますが、個々の施設の状況に応じてこれらの維持管理を計画的に行うことにより、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指します。

③安全確保の実施方針

今後も継続して保有する公共施設等については、老朽化や劣化による内外装材の 剥離や落下、床仕上材のめくれ、設備機器の不具合等による施設利用者等の安全が 確保できない場合は、施設の点検・診断結果に基づいて、事前に財政的な負担が平 準化できるように計画した上で、修繕や改修を実施し、安全性を確保します。

④耐震化の実施方針

公共建築物の約6割は新耐震基準で建設されており、旧耐震基準で建設された施設のうち、多くは耐震化工事が完了しています。しかし、建設後30年以上が経過している施設については、長期使用を前提として日常点検・定期点検の実施によって劣化状況の把握に努め、調査結果を踏まえた大規模改修の実施を検討していきます。

インフラ施設については、橋りょうにおいては修繕工事に合わせて耐震化工事を 実施し、下水道施設においては大規模災害に備え、施設の耐震化を図る更新を行い ます。

⑤長寿命化の実施方針

公共施設等の更新が短期間に集中すると、財政に及ぼす影響が大きくなります。 継続して保有する施設については、施設の長寿命化を図るとともに、長期的な視点 に立った改修・改築を実施することで、財政負担の平準化を図ります。

なお、長寿命化の見込まれる期間が短期間であるなど、その費用対効果において 十分な効果が得られないと判断される場合や、安全上の視点から建て替える必要が ある場合等は、長寿命化の対象から除きます。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

共生社会の実現に資する公共施設となるよう、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)における、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を参考に、ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、改修スケジュールや利用状況などから優先度を設定し、積極的に導入を進めるものとします。

⑦統合や廃止・複合化等の推進方針

公共建築物については、各施設の置かれている状況を調査し、サービス内容や水 準の妥当性、施設活用の効率性、統廃合・複合化・廃止等の可能性を検討し、施設 の保有総量の最適化を図ります。

【機能水準の見直し】

今後の財政負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、機能水準の見直しを行います。

【総量の見直し】

各施設の必要性や規模、他の施設との集約化の可能性について検討します。 その性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模 の適正化を検討します。

【統廃合・複合化】

類似施設の統廃合や複合化等については、町の総合計画や都市計画マスタープラン等の方針を踏まえ、その規模や利便性、高度利用の可能性等を考慮して検討します。また、施設の統廃合や複合化にあたっては、これまでの施設利用者に可能な限り利便性を確保するよう配慮します。

⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等について、全職員への研修、 担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を以下のとおり構築します。

【公共建築物】

- 〇専門知識や経験の少ない施設管理者を対象として、施設の日常的な点検や維持管理について情報提供等を行い、職員の知識向上を図ります。
- 〇研修等を全庁的・継続的に実施するための方策を検討します。
- 〇施設管理者は、保全の実施状況の調査を行い、その結果に基づき適正な管理 を行います。

【インフラ施設】

○施設管理に関する技術的な水準の確保やスキルアップのため、研修会や講習 会等の積極的な参加に努めます。

9民間活力の導入

インフラ施設の更新に際しては、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することが有効であることから、施設の内容に応じて、PPP (*1) や PFI(*2) 方式の導入についても検討します。

(%1) PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るもの。

(%2) PFI (Private Finance Initiative)

PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

⑩地域環境配慮型公共施設の推進

地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。

このため、公共施設においても太陽光発電の導入、建築物における $ZEB^{(**3)}$ の実現、省エネルギー改修の実施、LED 照明の導入等の取組みを推進していきます。

(%3) ZEB (Net Zero Energy Building)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

6. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物

- ①中長期的な視点でのマネジメント
 - 〇現在ある公共建築物の更新は、必要性の高い施設サービスを持続可能とする視点で 最小化を目指します。
 - ○公共建築物もその経年に合わせて老朽化することを念頭に、これまで整備してきた 公共建築物を有効に組み替えていくなど、次世代にとって真に有効な資産となるよ う再構築していくこととします。
 - 〇一定の目的を達した公共建築物については、町民の安全・安心の観点から放置する ことなく解体等の適切な措置を実施することとします。
 - 〇次世代に引き継ぐ公共建築物や、今後必要とされる公共建築物については、太子町公共施設個別施設計画(文教施設)(令和2年(2020)3月)及び、令和2年度太子町公共施設個別施設計画(令和3年(2021)3月)に基づき、計画的な改修・改築等を実施します。その際、バリアフリー対策や省エネルギー対策、ユニバーサルデザイン等を検討し、可能な限り公共建築物としての機能性の向上を目指すこととします。
 - ○減価償却期間を超過して使用する施設については、さらに詳細な計画保全対策を検 討し、長寿命化施策を実施することとします。
 - ○公共建築物の維持管理・有効活用のために、個別にその必要性、効率性、効果性の 視点で評価を行います。
 - ○今後の公共建築物の改修・更新等に要する費用は、年度によって大きく変動することから、更新する公共建築物の選択と優先順位を定め、予算の平準化を図ることとします。
 - 〇町として所有するよりも、より効果的と判断される場合や、町として利用が見込め ない公共建築物については、積極的に貸付や売却など利活用方法について検討する など、新たな財源の確保を図ることとします。
 - ○公共建築物の利活用により生み出された貸付収入や売却収入については、原則として公共施設等の維持管理・更新費用に充当する財源とします。
 - 〇将来的に行政需要が見込めない土地や建築物は貸付や売却を行い、歳入の確保に努め、公共施設等の維持管理・更新費用に充当する財源として積立てをします。
 - 〇新地方公会計制度の導入(総務省)に合わせて策定した固定資産台帳の情報を有効 に活用することとします。

②点検・診断等の実施

- 〇建築基準法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期(建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごと等)に点検等を継続します。
- 〇消防法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期(1年以内ごと)に点 検等を継続します。

- ○その他、昇降機、ボイラー等について、適切な点検・検査を行います。
- 〇建築保全業務に係る標準仕様書や積算基準等の見直しを行い、より適正な保全業務 委託を行えるように取り組みます。
- ○公共建築物維持管理マニュアルを作成し、より適切に点検等を行えるように取り組みます。
- ○公共建築物維持管理マニュアル等に基づく施設点検シートの作成や、施設管理者に 対し保全の実施状況の調査(保全実態調査)とその結果に基づく保全指導に取り組 みます。
- 〇施設管理者への研修会等を通じて、日常の維持管理業務(保守、点検、清掃、警備等)の適正化・標準化に努めます。

③維持管理•更新等

- ○公共建築物の整備構想を踏まえた、中長期における公共建築物の整備計画(公共建築物の維持管理・有効活用計画)の整備に努めます。
- 〇設備機器の改修、更新ごとに最新の省エネルギー、省メンテナンス機器の導入に努めることで、トータルコストの縮減を図ります。
- ○全庁的に節電・節水の徹底を図り、維持管理費の削減に努めます。

(2) 学校等

- ①中長期的な視点でのマネジメント
 - 〇学校等については、太子町学校施設長寿命化計画(令和2年(2020)3月)に基づき、今後の児童生徒数の減少を踏まえ、計画的な改修・改築等を実施します。その際、バリアフリー対策や省エネルギー対策、ユニバーサルデザイン等を検討し、可能な限り学校等としての機能性の向上を目指すこととします。
 - 〇減価償却期間を超過して使用する施設については、さらに詳細な計画保全対策を検 討し、長寿命化施策を実施することとします。
 - 〇維持管理・有効活用のために、個別にその必要性、効率性、効果性の視点で評価を 行います。
 - ○今後の改修・更新等に要する費用は年度によって大きく変動することから、更新する学校等の選択と集中、かつ優先順位を定め、予算の平準化を図ることとします。
 - 〇新地方公会計制度の導入(総務省)に合わせて固定資産台帳の整備を進めるととも に、その情報を学校等の老朽化対策等の情報として有効に活用することとします。

②点検・診断等の実施

- 〇建築基準法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期的(建築物の敷地 及び構造は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごと等)に点検等を継続します。
- 〇消防法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期(1年以内ごと)に点 検等を継続します。
- ○その他、ボイラー等について、適切な点検・検査を行います。
- 〇建築保全業務に係る標準仕様書や積算基準等の見直しを行い、より適正な保全業務 委託を行えるようにします。
- ○公共建築物維持管理マニュアルを作成し、より適切に点検等を行えるようにします。
- ○公共建築物維持管理マニュアル等に基づく施設点検シートを作成し、施設管理者に 対し保全の実施状況の調査(保全実態調査)とその結果に基づく保全指導を実施し ます。
- ○点検シート結果を踏まえ、技術職員による施設点検を行います。
- 〇施設管理者への定期的な研修会等を通じて、日常の維持管理業務(保守、点検、清掃、警備等)の適正化・標準化を図ります。

③維持管理•更新等

- 〇町全般における公共建築物の整備構想を踏まえた、中長期における公共建築物の整備計画(公共建築物の維持管理・有効活用計画)を策定します。
- 〇設備機器の改修、更新ごとに最新の省エネルギー、省メンテナンス機器の導入に努めることで、トータルコストの縮減を図ります。
- ○全校的に節電・節水の徹底を図り、維持管理費の削減に努めます。

(3) インフラ施設

- ①中長期的な視点でのマネジメント
 - ○社会構造の変化に対応した適正な供給を図り、計画的な点検や維持補修により維持 費用の適正化及び平準化を図ります。また、道路、上下水道、公園といった施設種 別ごとの特性を考慮し、長寿命化の推進にあたります。

②点検・診断等の実施

【道路】

- ○舗装は「舗装調査・試験法便覧」に基づき路面性状測定車または目視観察により、 調査・損傷度の判定を行います。
- 〇標識、照明、道路のり面・土工構造物の点検及び評価は、「総点検実施要領(案)」 (平成25年2月国土交通省)等に基づき実施を検討します。

【橋りょう】

○5年に1度の頻度で点検及び評価を行います。

【トンネル】

〇5年に1度の頻度で近接目視並びに、必要に応じて打音調査による点検を行い変状の状況を把握します。

【公園】

- ○施設については、有資格者による点検を継続します。
- 〇遊具については施設と同様に、有資格者による点検を行います。

【下水道】

- 〇事後保全型の維持管理から予防保全型への移行を図り、敷設後の年数が経過している施設は日常巡視及び点検を実施します。
- 〇調査、診断については、老朽化対策に係るストックマネジメント計画に基づき、実施します。
- 〇各業務間の連携を図り、効果的に維持管理が実施できるよう包括的な管理委託の導 入を検討します。
- 〇古い管渠やマンホールポンプを中心に、管渠の不具合や汚水処理に支障をきたす劣 化がないかなどの調査に着手し、管渠長寿命化や耐震化、不明水対策の手法を検討します。
- ○下水道施設が有効に活用されるために、下水道未接続住戸への普及啓発活動に取り 組み、水洗化率の向上を目指します。

③維持管理・修繕更新等

【道路】

- 〇舗装については、調査の結果に路線の重要度を加味した上で優先順位を定めて修繕 工事を実施します。なお、実施する工法については箇所ごとに検討を行います。
- ○舗装の修繕計画においては、各年度に必要となる修繕費用がなるべく平準化される よう、修繕の対象となる路線の組み合わせを行います。

【橋りょう】

- ○橋りょうの修繕計画においては、各年度に必要となる修繕費用がなるべく平準化されるよう、修繕の対象となる橋りょうの組み合わせを行います。
- ○橋りょうによっては、修繕に合わせて耐震補強工事も実施します。

【トンネル】

〇定期点検結果に基づき、把握された変状の状況に応じて、応急措置を含む修繕工事 を実施します。

【下水道】

- ○管路施設の修繕・更新については、点検、診断に基づき事故の未然防止及びライフ サイクルコストの最小化を踏まえたストックマネジメント計画を策定しており、当 該計画に基づく長寿命化を含めた計画的な修繕・更新等を実施していきます。
- ○予防保全型維持管理の早期導入に努め、ライフサイクルコストの縮減、将来の維持 管理における予算の平準化を図ります。
- 〇ストックマネジメント手法を導入し、効率的な維持管理や改築等を実施し、安定した下水道事業運営を図ります。
- 〇ストックマネジメント計画による交付金を活用し、ライフサイクルコストの縮減を 図りつつ、効果的に修繕・更新等を実施していきます。

7. 全庁的な取組み

(1) 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の推進や進行管理は、各施設管理者が保有する情報を一元化した上で、公共施設等を総合的かつ計画的に管理運営していくために、組織横断的な調整については本計画を統括する部署で行います。また、各施設管理者が個別施設計画の策定を行うにあたっては、本計画で掲げた目標の達成に向けて、必要な支援を行います。なお、個別施設計画は、国土交通省による「個別施設計画策定マニュアル」をもとに公共建築物、インフラ施設ごとに策定することになります。

また、「広報太子」やホームページ等で情報発信に努めることで、町民や企業等と連携可能な環境の創出に努めるとともに、近隣自治体との広域連携の可能性も模索します。

(2) フォローアップの実施方針

本計画は長期間に及ぶため、町の人口動態をはじめとした社会情勢の変化や国・他の 市町村の動向、計画を推進する上で生じる新たな課題などを的確に把握し、状況に応じ て計画を見直します。

また、今後本計画に基づき、PDCA サイクルによる継続的な改善を行いながら、取組 状況については適宜、町民への情報提供に努めます。

